

職名
非常勤給食調理員

会計年度任用短時間勤務職員 申込書兼登録台帳

(登録年月日: 令和 年 月 日)

| | | | |
|------------|--|---------|---|
| フリガナ | 生 年 月 日 | | 写真貼付 (脱帽上半身) た て よ こ 4cm×3cm |
| 氏 名 | 昭和・平成 年 月 日 (歳) | | |
| 住 所 | 電 話 番 号 (自宅) — — (携帯) — — (緊急連絡先) — — | | |
| 学 歴 | 学校名 | 学部学科名 | 在籍期間 (該当を○で囲む) |
| | (最終) | | 年 月 ~ 年 月 (卒業・中退) |
| 職 歴 | 勤務先名 | 職務内容 | 在職期間 |
| | | | 年 月 ~ 年 月 |
| | | | 年 月 ~ 年 月 |
| | | | 年 月 ~ 年 月 |
| | | | 年 月 ~ 年 月 |
| 資 格 免 許 | 種類(調理師・栄養士等) | 取得日(見込) | |
| | | 年 月 日 | 取得・見込 |
| | | 年 月 日 | 取得・見込 |

勤務に関する事項 (□にし点を記入)

(1) 居住地の学区 (市内在住者のみ記入)

(学区: 小学校 / 中学校)

(2) 勤務ができる曜日 (複数選択可)

月曜日 火曜日 水曜日 木曜日 金曜日

(3) 市立小・中学校での親族の勤務・就学

無 有 → (該当校: 学校)

(4) 登録職種の過去の勤務経験

無 有 → (勤務年数: 年)

(5) 可能な通勤手段 (可能なもの全て選択)

徒歩 自転車 オートバイ 自家用車 公共交通機関 (電車・バス)

(6) 自宅からの最寄り駅・バス停

駅まで徒歩約 分 バス停まで徒歩約 分

(7) 希望する通勤所要時間

15分以内 30分以内 1時間以内 特に制限なし

- ・この内容は会計年度職員任用に関する事務以外には使用しません。
- ・この登録は任用を確約するものではありません。

相模原市教育委員会 任用歴

| 勤務先名（職種） | 期間 |
|----------|--------------|
| | 年 月 日～ 年 月 日 |
| | 年 月 日～ 年 月 日 |
| | 年 月 日～ 年 月 日 |
| | 年 月 日～ 年 月 日 |

勤務地等の希望【参考】

| | | | | | | | |
|-----------------------|---|------------|------|--|------------|--|-------|
| 希望勤務日数 | <input type="checkbox"/> 週1日 <input type="checkbox"/> 週2日 <input type="checkbox"/> 週3日 <input type="checkbox"/> 週4日 <input type="checkbox"/> 何日でもよい | | | | | | |
| 勤務希望校 | 第1志望 小学校・学校給食センター | | | | | | |
| | 第2志望 小学校・学校給食センター | | | | | | |
| 勤務可能地域 (勤務可能な場所へ○) | 当麻田小 | | 藤野南小 | | 清新小 | | 青葉小 |
| | 弥栄小 | | 緑台小 | | 谷口小 | | くぬぎ台小 |
| | もえぎ台小 | | | | | | |
| | | 上溝学校給食センター | | | 城山学校給食センター | | |

※藤野南小については1日5時間勤務

| | |
|---------------------------|--|
| 志望動機 アピール ポイント 等 | |
|---------------------------|--|

| | |
|----|-----------------------------|
| 備考 | 配置上配慮を要することや希望があれば記入してください。 |
|----|-----------------------------|

| | |
|-----|---|
| 署名欄 | <p>上記のとおり相違ありません。 なお、私は登録要領に掲げてある応募資格のすべてを満たし、欠格事由に該当しません。 また、申込書（経歴を含む）及び添付書類のすべての記載事項に相違ありません。</p> <p>令和 年 月 日 氏名 _____</p> |
|-----|---|

地方公務員法第16条に定める採用に関する欠格事由

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 相模原市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した人